

○郡山市交通安全対策会議条例

平成9年3月13日

郡山市条例第9号

改正 平成18年3月30日郡山市条例第19号

(設置)

第1条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、郡山市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 郡山市交通安全計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進に関すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長には、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 福島県の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 福島県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市の職員のうちから市長が任命する者
- (5) 市の教育長
- (6) 郡山地方広域消防組合の消防長

6 次の各号に掲げる者のうちから委嘱又は任命される委員の数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国の関係地方行政機関の職員 1人
- (2) 福島県の職員 2人
- (3) 福島県警察の警察官 2人
- (4) 市の職員 4人

7 第5項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 前項に規定する委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平18条例19・一部改正)

(特別委員)

第4条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、その職を失う。

(平18条例19・一部改正)

(幹事会)

第5条 会議に、その指示に係る事項について調査、審議等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、市長が委員及び特別委員の属する機関の職員のうちから委嘱又は任命する幹事15人以内をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によって定める。

4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

5 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の調査、審議等の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

6 第3条第7項及び第8項の規定は同条第5項第1号から第3号までに掲げる委員の属する機関の職員のうちから委嘱する幹事について、前条第3項の規定は特別委員の属する機関の職員のうちから委嘱する幹事について準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年郡山市条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。